

はじめに——報告の目的・視点

激甚災害→地域経済崩壊危機への福祉国家的対応の特質を考える

1) 国家的補助の性格 (インフラ優先、私的財産は自助原則、特定条件下で限定補助)

CF 生活保護増加回避の要…自営業者への適用の仕方?

2) 地方自治体の個性の関わり方

3) 自助 (漁業者・漁協) の特徴とその影響

1. 被害と再建の困難

(1) 被害 津波被害=沿岸部集中=漁業に打撃大

漁業経営体 (漁船・漁具・養殖施設・陸上施設。住居)

漁協…事務所倒壊・書類流出。生産・市場停止→収入途絶→職員賃金払えず

(2) 再建の困難

漁家投資：償却期間を超え使用 (船齢 20 年以上。建造時：機器類は従前物)

漁船保険上の船価<<再取得価格

平時：個人財産の取得に補助金出ず (融資のみ)

c f 激甚災害法 (6 条：共同利用施設：海中の養殖施設)、11 条 (小型漁船建造)

11 条：①漁協が取得、②県が 3 分の 2 以上補助、③予算の範囲内で、国がその半分を補助できる (1/3+1/3+1/3)…財政方針に依存

→再投資難→廃業・小規模化予想 →地域経済再建難、生活保護依存の恐れ

(3) 地域特性と再建状況

A 漁港都市 (気仙沼、石巻) …沖合・遠洋。大規模市場。漁業関連産業。漁船被災少。

→漁船の根拠地移動 (塩釜) →漁港都市間競争→インフラ投資財源確保競争。過剰投資

B 漁船漁業地帯 (福島、宮城南部) …沿岸・男子操業・相対的大型→漁船沖出

→漁船喪失者の廃業・待機、漁船維持者の操業。原発汚染で一斉休業圧力 vs 操業意向

漁協=経営の論理

C 藻類養殖・天然資源採取地帯 (宮城北部、岩手) …沿岸・夫婦協業・船外機。

主業者 (養殖+天然) と副業者 (天然) が正組合員→漁村共同体性=公平性原理

漁協=共同性の論理

被害タイプ…全員被害型→漁協主導、生産手段・漁場利用の漁協管理。同一歩調で再開
部分被害型→操業可能者から復旧。被害甚大層の廃業

2. 再建への歩み—財政措置の展開と再建意欲の推移

(1) 地震直後

被災・地理的孤立→食料・空間確保で生存確保、親族の生死確認

避難所設定…贈与経済段階。漁業者・漁協職員の消防団動員

(2) 再建への自助のみ段階（消防団動員解除以降）

漁協事務所崩壊・冠水、代替事務所取得→組合員の生死・被害・所在確認（避難所分散）

→漁船保険・漁業共済手続

再建構想（国家補助制定せず＝既存制度前提）

漁協が漁船取得・養殖施設取得…漁協積立金投入・借入金で（優良漁業限定）

漁船保険・漁業共済の一部を漁協に支払い他は生活費に。翌年から水揚10%返金。

（優良漁協限定の構想…資金力ある漁協、漁業共済全員加入の漁協に限定）

限定された資力→対象限定…①全員に小型船、②主業階層限定（小型船は乗用車同様）

有力漁協による中古船・漁業関係資材の購入→漁協所有（漁業者共同利用）

個人資産は自力で再建原則→廃業への傾斜。 漁協系統の救済施策要求。

(3) 緊急策＝第一次補正予算（5月2日成立）…水産庁 2153 億円

①漁港復旧等の公共事業 308 億円、②漁船保険・漁業共済関係の特別会計繰入 940 億円

③漁業者の瓦礫処理作業の人件費等 123 億円、④共同利用の漁船取得費等 274 億円

⑤養殖施設の再建費等 267 億円

A：漁船保険、漁業共済の迅速な認定・支給

漁船：経済全損。漁業共済：責任期間の終了待たず。養殖施設共済：新設補助と独立

B：生産手段再取得の補助 … 陸上施設は対象外（活動再開に絶対必要部分に限定）

①漁船 激甚法 11 条（共同利用小型漁船の建造費）（*新規：5t 以上、中古・修繕）

国 1/3、県 1/3、漁協 1/3（岩手：国 3/9、県 4/9、市町村 1/9、漁協 1/9）

漁協所有は義務だが共同利用条件は柔軟解釈

②養殖施設再取得（個人所有）…10 分の 9 補助？。10 月末：本養成施設設置

激甚法 7 条（「養殖の用に供されていたもの」＝海中に限定）

C：緊急雇用対策…漁業関係瓦礫処理で漁協経由雇用 例：5～9 月：実質 80 万円/世帯

(4) 再建意欲の高まり、漁船取得のための意思決定

漁船の漁協への集約…①経済全損＝漁船保険取得→漁協所有で新規登録（自船があれば新船取得できないので抵抗無し）、②中古船の漁協による購入、③建造発注…漁協所有で共同利用

共同作業：5～6月（天然わかめ）、7月（養殖わかめ種付）＝主業者確定（副業化確定）
漁協所有・共同利用の制度設計…漁協所有。1世帯単独利用を目指す（漁船不足期は共同）、数年間で漁協負担分を組合員が払う→個人所有へ戻る

漁船個人所有見通確定、補助率高→漁船取得意欲（中古→新造。小型化→従来規模）→予算 over→漁協ごと割当の範囲で再調整

例：副業・高齢 130 万円、主業 A 600 万円、主業 B 3000 万円

①全員最低保障型：副業分 130 万円を全員に→残額を主業 A に

②基幹漁業優遇型：主業 A をまず購入。

③互譲型：いずれも船体のみ補助金事業対象化（100 万、400 万、2000 万円）

（背景…政府支援なき 4 月段階の自主再建方針：○漁協：①、T 漁協②）

漁協の意思決定の特性に対応…主業層厚い＝職能性強い場合、地域共同性が強い場合

参考：4.9 トン、1～2 人乗り、水揚 500～1000 万、所得 300 万～600 万

漁船・漁具一式 3000 万円。通常は船体のみ（機器類は被代船から移設）＝1500 万円

自己資金 500 万。1000÷10 年＝100 万円ずつ返済。

(5) 緊急策から本格的再建策へ（3 次補正予算案 10 月）：水産業 4800 億円

1) 漁業養殖業復興支援事業…実証事業方式、漁協経営で漁業経営の所得補償（810 億円）

再建難の漁業種類、3 年物養殖（かき、ほたて）の立ち上がり期の所得保障

2) 1 次補正の補充 漁港 2540 以外に

漁船復旧＋120、養殖施設復旧＋100（不足分の追加） *陸上施設の可否は記載なし

水産業共同利用施設（2 次で 193）（市場、加工、冷蔵施設等の建物・機器）980 程度

(6) 支援策の到達点と限界

従来の財政原則を越えた支援策（←地域産業再建の要。生活保護回避）

実質的個人資産に適用。予算規模大。条件緩和（5 トン以上、中古、修理等へも拡張）

限界…自助＝漁協事業前提、陸上施設除外、予算措置（権利ではなく予算内で調整の要）
＝財政方針に依存

→漁協財務・漁村共同体関係で機能修正（対象階層、自己負担部分の決定を通じて）
現実的問題点…漁船価格上昇、建造に2年（一次的需要、職人養成難）、

他方、社会的過剰投資（さしあたり漁船取得→売却等も）

中小企業救済策の消極性 激甚対策法 14 条：協同組合の共同利用施設の経費に県が 4 分の 3 以上補助する場合、国は予算の範囲内でその 3 分の 2 を補助できる（1/2+1/4+1/4）。
他は融資関係のみ →産業連関の復活難

3. 市場原理主義的構想の性格と位置

（1）内容

1) 機能集約論…（復興構想会議提言）漁港都市復旧、小漁港集約、（岩手県）小漁港復旧

2) 漁業権「開放」論…復興構想会議、マスコミ同調、経団連・同友会（漁業権証券化）

許可漁業には言及せず、漁業権漁場（沿岸3キロ程度）について

多数経営の漁業（共同漁業権、区画漁業権）

知事→漁協→魚業者を企業については知事→企業とする

少数者の漁業（定置漁業権）

知事→魚業者（優先順位：漁協＞漁業者集団＞一般）の優先順位廃止、知事の判断へ

（新提案ではなく明治漁業法の復活＝漁業権＜開放＞の否定としての「開放」）

→資本力・技術力ある企業への置き換え＝効率化→経営体少数化・機械化

資源問題には譲渡性個別割当制 Individual Transferable Quota

背景：現実的利害…integration 経営（現：クロマグロ、旧：ギンザケ）、定置：旧太平洋

（2）経過

2007 経団連シンクタンク→規制改革会議→経団連・同友会

「良識的」世論の「既得権」批判による指示→復興会議提言→6.28 水産庁 master plan

→漁業法改定を視野に（＝農地法改定）

（3）限界

家族漁業一挙消滅は地域経済の危機→災害救済優先→未決着・対抗持続

おわりに

(1) 効率的福祉国家化のための自営業・地域産業再建の国家的意義→支援策拡張

(2) 自助（漁業者・漁協）・公助の組み合わせの変化

当初：公助への期待難→有力漁協限定の自助。平均的漁協での廃業志向

公助の開始→全漁協での自助（資金難漁協でも手続きは実施）→再建意思回復

(3) 階層変動の見通し

①漁船・養殖施設取得の容易化→新規参入、経営分化の条件（実質：新規就業者助成金）

再建限定の制度+漁協の制度容認姿勢（←会計検査配慮）の下で現実化せず

②漁業経営の縮小… 廃業、陸上施設制約→新規中古船供給過剰

③主業者減で中堅層の成長する可能性…秩序ある漁法転換が可能か？（「開放」圧力の下で）

(4) 漁業政策全体への影響、日本漁業全体への影響、家族自営セクターの行方